

各 部 課 長  
各 教 育 局 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
（札幌市を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

北海道職員等の旅費に関する条例第37条第2項（旅費の調整）の規定に基づ  
く協議について（通知）

北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号。以下「旅費条例」とい  
う。）第37条第2項に基づき協議を要する事例のうち、別紙に掲げるものについては、平  
成31年4月1日以後に出発する旅行から、旅行命令権者において証拠書類等により事実を  
確認の上、旅費を支給してください。

なお、本通知の施行に伴い、「北海道職員等の旅費に関する条例第37条第2項（旅費の  
調整）の規定に基づく協議について」（平成15年8月18日付け教給第1156号当職通知）は、  
廃止します。

#### 記

- 1 旅行命令権者において宿泊料を増額調整する場合の取扱い
  - (1) 対象となる旅行及び調整方法について  
別紙のとおり
  - (2) 添付書類について  
旅費の支給に当たっては、次の書類を旅行命令簿兼旅費請求書に添付すること。
    - ア 「会議の主催者等から宿泊施設を指定された場合」に該当する場合
      - (ア) 別記第1号様式又は別記第2号様式
      - (イ) 会議の主催者等からの案内文（指定の事実及び宿泊料金と夕・朝食の有無がわ  
かるもの）の写し
    - イ 「知事等と同行して同宿しなければ公務上支障を来たす場合」に該当する場合
      - (ア) 別記第1号様式又は別記第2号様式
      - (イ) 必要最小限の人数を選定したことを明らかにする決定書等の写し
      - (ウ) 領収書等（夕・朝食の有無がわかるもの）
- 2 協議を要する場合の取扱い
  - (1) 協議について  
別紙に掲げる事由以外の事由により、旅費条例第37条第2項の規定に基づき宿泊料  
を調整して支給しようとする場合は、従前どおりその都度当職への協議を行うこと。  
なお、類似の旅行が継続、あるいは頻繁に生じることが見込まれる際に、特別の事  
情の確認方法や増額調整の運用方法等の基準をあらかじめ整備することができる場合  
は、これを包括的に協議して差し支えない。
  - (2) 添付書類について  
旅費の支給に当たっては、次の書類を旅行命令簿兼旅費請求書に添付すること。
    - ア 当職あて協議文及び了承文の写し
    - イ 別記第1号様式又は別記第2号様式（当職あて協議文の中に必要な内容が具備さ  
れている場合は省略可。）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

## 別紙

### 1 会議の主催者等から宿泊施設を指定された場合

#### (1) 調整の対象とする事例

旅行の用務に係る会議等の主催者等から宿泊施設を指定され、当該宿泊施設に宿泊したときに要する宿泊料金等の額が、主催者等からの通知等により当該旅行に係る宿泊料を上回ることが明らかな場合。

なお、「指定」とは、会議及び事業等で宿泊を伴う用務の主催者又は当該用務を実質的に取り仕切る者（道組織以外の者に限る。）が、参加者に対して宿泊先を限定する（他の宿泊を認めない）ことを指し、単に宿泊先を斡旋しているものは含まないので、留意すること。

また、用務の期間中は宿泊施設を指定されているが、前泊又は後泊については任意で当該宿泊施設を利用できることとなっている場合で、現に当該施設を利用するときは、「指定」とみなすこと。

#### (2) 調整の方法

次に掲げる区分に応じて、当該区分に掲げる額に調整して支給する。

ア 宿泊料金、夕食及び朝食代金が明らかな旅行

宿泊料金の額に、夕食及び朝食代金の額を加えた額

イ 宿泊料金、朝食代金が明らかな旅行

宿泊料金及び朝食代金の額に、旅費条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額の4分の3に相当する額（100円未満切り上げ）を加えた額

ウ 宿泊料金、夕食代金が明らかな旅行

宿泊料金及び夕食代金の額に、旅費条例別表第1における旅行者の区分に応じた食卓料の額の4分の1に相当する額（100円未満切り上げ）を加えた額

エ 宿泊料金のみが明らかな旅行

宿泊料金の額に、旅費条例第19条に規定する食卓料の額を加えた額

### 2 知事等に同行して同宿しなければ公務上支障を来たす場合

#### (1) 調整の対象とする事例

知事等（(2)に掲げる者をいう。）に同行して同宿しなければ公務上支障を来たす場合。

ただし、同宿する職員は必要最小限の人数とし、その内容を決定書等で明らかにすること。

#### (2) 知事等の定義

ア 知事、副知事、教育長等の特別職

イ 北海道議会議員

ウ 外国政府の大使、公使及び領事

エ 国会議員、指定職俸給表の適用を受ける国家公務員

オ 天皇及び皇族

#### (3) 調整の方法

1の(2)と同様